

2026 年 8 月 29 日

国連・障害者権利委員会 御中

特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会

理事長 河村 舟二

要 望 書

―障害者権利条約第 24 条にいう「general education system（教育制度一般）」の
訳語・解釈の是正、及び分離特別教育の終了に向けた勧告の強化を求める要望―

拝啓 貴委員会におかれましては、障害者の権利の実現のため、日々ご尽力されて
おりますことに深く敬意を表します。

私は、日本国奈良県において知的障害及び自閉症のある人とその家族を支援する特
定非営利活動法人の代表を務める者です。今般、貴委員会が 2022 年 9 月 2 日に採択
した日本の第 1 回政府報告に関する総括所見（CRPD/C/JPN/CO/1、以下「総括所
見」という。）第 24 条（教育）に関する部分に関連し、下記のとおり要望いたしま
す。

第 1 要望の趣旨

貴委員会が、日本政府との今後の対話及び次回以降の総括所見において、障害者権
利条約第 24 条にいう「general education system」の日本政府による訳語（「教育制度
一般」）及び解釈（特別支援学校等をこれに含めるとする解釈）そのものを明示的に
取り上げ、これが分離特別教育の存続を可能にしている構造的要因であることを指摘

したうえで、当該訳語・解釈の是正を日本政府に求めるよう、要望いたします。

第2 事実関係

1. 国際的な教育用語法における区別

国際的な教育用語法においては、一般教育（general education／mainstream education）と特別教育（special education）とは区別される概念として扱われている。障害者権利条約第24条2（a）が「Persons with disabilities are not excluded from the general education system on the basis of disability」と定める際の「general education system」とは、この国際的な用語法に照らして理解されるべきものである。

2. 日本政府による訳語・解釈の確定経緯

日本政府（外務省）は、条約の署名時仮訳において「general education system」を「教育制度一般」と訳した。さらに、文部科学省の中央教育審議会に提出された公開資料によれば、この「教育制度一般」に特別支援学校が含まれるか否かについて外務省に照会がなされ、外務省は「各国の教育行政により提供される公教育であること、また、特別支援学校等での教育も含まれるとの認識が条約の交渉過程において共有されていると理解している。したがって、『general education system』には特別支援学校が含まれると解される」との回答を示している。この経緯は、文部科学省のウェブサイトにも複数回にわたり公開資料として掲載されている。

この解釈は、条約の批准に先立つ国内実施体制の整備過程において、関係省庁間の照会・確認を経て確定されたものであり、以後、文部科学省がインクルーシブ教育システムに関する説明を行う際の公式な前提とされ続けている。

3. 2022年総括所見における指摘との齟齬

総括所見第7項(d)及び第8項(d)において、貴委員会は、条約の日本語訳が「inclusion」「inclusive」「communication」「accessibility」「access」「particular living arrangement」「personal assistance」「habilitation」等の用語について不正確であることへの懸念を示し、条約の全ての用語が日本語に正確に訳されることを確保するよう勧告している。しかしこのリストには「general education system」は含まれていない。

他方、総括所見第51項(a)は、医学に基づくアセスメントを通じた障害児の分離特別教育(segregated special education)が固定化していること、及び通常学校に特別ニーズ教育学級(special needs education classes)が存在することへの懸念を明記し、第52項(a)(b)において、分離特別教育を終わらせること(ceasing segregated special education)を目的とした国内政策の採択、及び通常学校が障害のある生徒の受け入れを拒否できないようにする「排除禁止」条項の導入を、日本政府に強く求めている(urges)。

以上の事実を踏まえると、日本政府が用いる「special needs education」という訳語・呼称と、貴委員会が用いる「segregated special education」という評価との間には、単なる呼称の相違にとどまらない断絶が存在する。

第3 問題の所在―「分けることは排除ではない」という論理

以上の事実関係を前提とすると、日本政府がインクルーシブ教育に関する説明において採用してきた論理は、おおむね次の3点に要約できる。

第一に、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という「連続性のある多様な学びの場」を用意すること自体が、一人ひとりの教育的ニーズに応じた合理的配慮であり、それこそがインクルーシブ教育であるとする解釈である。

第二に、条約第 24 条 2 (a) が定める「一般教育制度 (general education system)」を「教育制度一般」と訳したうえで、これに特別支援学校を含めるとする解釈である。この解釈のもとでは、特別支援学校への就学は、定義上「一般教育制度からの排除」には該当し得ず、あくまで「制度内における選択」として位置づけられることになる。

第三に、「同じ場で共に学ぶこと」よりも「授業が分かること」「達成感を持てること」を優先する教育観であり、学びの成立を、共に学ぶ場の共有に優先させる価値判断である。

問題は、この第二の論理が、第一・第三の論理を制度的に支える土台になっている点にある。すなわち、「教育制度一般」の定義に特別支援学校をあらかじめ含めてしまうことにより、条約第 24 条 2 (a) が本来禁止しているはずの「一般教育制度からの排除」という概念そのものが、日本国内では分離的な就学先への振り分けには及ばないものとして扱われることになる。この結果、統計上も明らかなとおり分離的な学びの場への就学が増加し続けているにもかかわらず、それを条約上の「排除」として問題化する回路が、訳語・解釈の段階であらかじめ閉ざされているのである。

貴委員会が総括所見第 51 項・第 52 項において分離特別教育そのものを問題視し、その終了を求めているにもかかわらず、日本政府がなお「特別支援教育の中止は考えていない」との立場を維持し得ている背景には、単なる政策的な優先順位の違いだけでなく、条約上の基本概念の訳語・解釈段階における選択が存在していると考えらる。

第 4 要望事項

以上を踏まえ、貴委員会に対し、次の事項を要望する。

一 日本政府との今後の対話（次回政府報告の審査、事前質問事項（リスト・オ

ブ・イシューズ)の作成等)において、「general education system」の日本語訳(「教育制度一般」)及びこれに特別支援学校を含めるとする外務省・文部科学省の解釈を明示的に取り上げ、その是正を求めること。

二 総括所見第7項(d)に掲げる不正確な訳語のリストに「general education system」を追加し、条約の趣旨に沿った訳語・解釈への是正を、第8項(d)の勧告に基づき具体的に求めること。

三 総括所見第52項(a)(b)が求める分離特別教育の終了及び「排除禁止」条項の導入に関する勧告について、その実施を妨げている要因として訳語・解釈上の問題があることを明記し、勧告の実効性を高めること。

第5 結び

貴委員会が2022年に示された総括所見は、日本の障害児教育のあり方に大きな一石を投じるものでした。しかし、条約上の基本概念そのものの訳語・解釈に構造的な問題が残されている限り、勧告の実効性には限界があると考えます。本要望書が、貴委員会による今後の対日審査の一助となれば幸いです。

敬具

(添付資料)

・「日本の教育制度における『分離』の構造とインクルーシブ教育システムへの転換の必要性—人権・差別・いじめ問題の淵源を問う—」(特定非営利活動法人奈良県自閉症協会、河村舟二)